

○厚生労働省告示第二百五十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年八月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後				改正前			
別表 第1部～第8部 (略)				別表 第1部～第8部 (略) (新設)			
第9部 追 補 (5)							
内 用 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価 円	品 名		規 格 単 位	薬 価 円
(い)							
イグザレト錠2.5mg		2.5mg 1錠	117.80				
(え)							
Ⓔ	エパデールEMカプセル 2g	2g 1包	113.00				
Ⓔ	エバルレスタット錠50mg「NIG」	50mg 1錠	27.00				
(か)							
Ⓔ	カルボシステイン錠500mg「NIG」	500mg 1錠	7.90				
(し)							
ジェセリ錠40mg		40mg 1錠	6,265.00				
(た)							
タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「NIG」		0.1mg 1錠	14.90				
タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「NIG」		0.2mg 1錠	25.90				
(ち)							
Ⓔ	沈降炭酸カルシウム錠250mg「NIG」	250mg 1錠	5.70				
Ⓔ	沈降炭酸カルシウム錠500mg「NIG」	500mg 1錠	5.80				
(な)							
Ⓔ	ナフトピジルOD錠50mg「NIG」	50mg 1錠	18.50				
Ⓔ	ナフトピジルOD錠75mg「NIG」	75mg 1錠	27.00				
(は)							
Ⓔ	バラシクロビル錠500mg「NIG」	500mg 1錠	97.60				
(ひ)							
Ⓔ	ピタバスタチンカルシウム錠1mg「フェルゼン」	1mg 1錠	12.10				
Ⓔ	ピタバスタチンカルシウム錠2mg「フェルゼン」	2mg 1錠	22.60				
Ⓔ	ピタバスタチンカルシウム錠4mg「フェルゼン」	4mg 1錠	41.60				
(み)							
ミコフェノール酸モフェチルカプセル250mg「NIG」		250mg 1カプセル	65.20				
(ら)							
ラゲブリオカプセル200mg		200mg 1カプセル	2,357.80				
ラベプラゾールNa錠5mg「NIG」		5mg 1錠	19.30				
ラベプラゾールNa錠10mg「NIG」		10mg 1錠	34.40				
ラベプラゾールNa錠20mg「NIG」		20mg 1錠	68.00				
注 射 薬							
品 名		規 格 単 位	薬 価 円	品 名		規 格 単 位	薬 価 円
(え)							
エジヤイモ点滴静注1.1g		1.1g 22mL 1瓶	244,074				
(た)							
ダルビアス点滴静注用135mg		135mg 1瓶	31,692				
(へ)							

ヘパリンNa透析用150単位/mLシリンジ20mL「NIG」	3,000単位20mL 1筒	155
ヘパリンNa透析用200単位/mLシリンジ20mL「NIG」	4,000単位20mL 1筒	170
ヘパリンNa透析用250単位/mLシリンジ20mL「NIG」	5,000単位20mL 1筒	170

(ほ)

ボックスゾゴ皮下注用0.4mg	0.4mg 1瓶 (溶解液付)	121,034
ボックスゾゴ皮下注用0.56mg	0.56mg 1瓶 (溶解液付)	124,241
ボックスゾゴ皮下注用1.2mg	1.2mg 1瓶 (溶解液付)	124,994

外 用 薬

品 名	規 格 単 位	薬 価 円
-----	---------	----------

(あ)

アズレンうがい液4%「NIG」	4% 1mL	32.40
-----------------	--------	-------

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表第九 在宅自己注射指管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) オフアツムマブ製剤 ボンリチド製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) オフアツムマブ製剤 (新設)</p>

附 則

この告示は、令和四年八月十八日から適用する。